

令和5年度

花見川区は、皆さまのまちづくり活動を応援しています！

花見川区地域活性化支援事業 募集要項

地域課題の解決や地域の活性化など、皆さまが花見川区内で主体的に行う取り組みに対して、活動資金を支援します！

募集期間 令和4年12月26日(月)～令和5年1月13日(金)

◎対象団体

町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、商業団体、高等学校・大学及びその学生・教員（以下「大学等」）で構成される団体など

※政治活動、選挙活動、宗教活動、公益を害する活動を行っている団体は除く。

◎支援コース ※申請書類提出前に必ず事前相談を受けてください。（事前予約制）

(1) 地域づくり活動支援事業

地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を支援する事業

補助期間 最大3年

補助金額上限 30万円／1年 60万円／2年 90万円／3年

(2) 区テーマ解決支援事業

花見川区が設定するテーマに基づき実施する地域づくり活動事業

補助期間 最大3年

補助金額上限 30万円／1年 60万円／2年 90万円／3年

(3) 地域拠点支援（改装費及び事業開始経費補助）

地域づくり活動を行うための拠点の整備及び確保に必要な経費を支援する事業

補助期間 1年間のみ

補助金額上限 25万円（大学等（※）と連携する場合は1年間50万円）

（※）「大学等」とは、高等学校・大学の生徒等及びその学生で構成される団体

【お問い合わせ】

花見川区地域振興課 地域づくり支援室 〒262-8733 千葉市花見川区瑞穂1-1

電話 043-275-6203 FAX 043-275-6799

目 次

1	事業の趣旨	1
2	応募資格	1
3	募集する事業の種類	2
4	申し込み	5
5	審査・選考	6
6	留意事項	6
7	事業の実施及び事業の振り返り等	7
8	事業報告会の開催及び事業実績報告	7
9	事業の評価	7
10	情報公開及び個人情報の取扱	7
11	申請書等の配布	7
	◎令和5年度花見川区地域活性化支援事業に係るスケジュール等	8

1 事業の趣旨

地域活性化の視点に基づき、地域における課題に自主的に取り組む団体や区の課題テーマに積極的に取り組む団体に対して、最大3年間、活動資金の支援を行うものです。

2 応募資格

(1) 補助対象者

- ア 町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、商業団体、高等学校・大学及びその学生・教員（以下、「大学等」）で構成される団体など
- イ その他区長が適当と認める団体

(2) 申請団体は、次のいずれにも該当するものとする。

- ア 1年以上継続して活動していること。又は今後1年以上継続して活動する見込みがあること。
- イ 政治活動、選挙活動、宗教活動又は公益を害する活動を行っている団体でないこと。
- ウ 暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと。
- エ 団体の事務所が千葉市内にあること。（団体が事務所を有していない場合は、代表者が千葉市内に居住していること。）
- オ 団体の代表者が未成年ではないこと。（ただし、代表者が未成年である団体において、当該支援事業の実施に関して、事業の申請までに書面にて保護者又は在学・在勤など所属する組織の承諾を得ている場合はこの限りではない。）

(3) 申請する事業は、次のいずれにも該当するものとする。

- ア 主として花見川区内の活動であること。
- イ 事業の実施者が自発的に計画し、責任を持って運営にあたること。
- ウ 令和5年（2023年）4月以降も継続的に行う見込みがあること。
- エ その他次のいずれにも該当しない事業であること。
 - (ア) 特定団体の構成員を主な対象とする事業
 - (イ) 資格・免許等の取得誘導又は特定の流派や組織の宣伝・勧誘を行う事業
 - (ウ) 当年度に千葉市の他の補助金を受給する事業（見込みも含む）
 - (エ) 講習会・イベントの開催のみを目的とした事業
 - (オ) 特定の個人又は団体が利益を受ける事業
 - (カ) 補助を受けようとする団体が過去に実施していた事業と同一、もしくはそれに類する内容（対象、場所、活動内容が全て類似）で新規性の乏しい事業
 - (キ) 補助を受けようとする団体が過去に同一、もしくはそれに類する内容（対象、場所、活動内容が全て類似）で花見川区ふれあい事業、または花見川区自主企画事業の補助を受けている事業

3 募集する事業種類 ※いずれかの事業への申請となります。

	(1) 地域づくり活動支援事業	(2) 区テーマ解決支援事業
内容	地域課題の解決や地域活性化に資する地域づくり活動事業 ※(2)「区テーマ解決支援事業」に該当しないもの。	花見川区が設定するテーマに基づく地域づくり活動事業 ＜令和5年度テーマ＞ ①花見川区の魅力発信 ②健康づくり ③学習支援 ※審査委員より区テーマ解決支援事業と認められた場合、採点点数の加点があります。
対象者	町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、商業団体、高等学校・大学及びその学生・教員（以下、「大学等」）で構成される団体、その他区長が適当と認める団体	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費（講師等に対する謝金。<u>団体内での謝金や単価3万円を超えるものを除く。</u>） ・旅費（団体スタッフ、ボランティアスタッフへの交通費。原則、自宅と事業実施場所との単純な往復に要する運賃に限る。車移動に要するガソリン代、タクシー等の利用は事前に相談すること。） ・消耗品費（原則、購入単価2万円未満のもの） ・印刷製本費（印刷、製本、複写を依頼するために要する経費） ・修繕料（事業執行のため必要な建築物、備品等の修繕費用等） ・光熱水費（事業執行のため必要な電気代、水道代等の光熱水費） ・通信運搬費（事業執行のため必要な郵便料、宅急便料金、電話料等） ・手数料 ・広告料（広告を行うために必要な経費、新聞折り込み広告料等） ・保険料（事業執行のため必要な保険料） ・委託料 ・使用料（施設等の使用料） ・賃借料（機材等の賃借料） ・工事請負費 ・原材料費（事業執行のため必要な工事材料費及び加工用原材料費等） ・備品購入費（原則、購入単価2万円以上のもの。<u>パソコン等の電子機器、または私用に供される備品は対象外。</u>） ・負担金（法令、契約等に基づいて負担しなければならない経費） ・食糧費（事業執行のため必要なものに限る。<u>団体の親睦のための飲食は対象外。</u>） <p>※その他以下のような経費は対象外となりますのでご注意ください。 記念品代、景品、謝礼金（御礼、寸志等）など</p>	
補助金額等	<p>【補助期間】 1年～3年間（複数年の場合は毎年度の申請が必要となります。） 審査により2年目以降は事業採択を行わない場合があります。</p> <p>【補助金額】 補助対象経費から補助事業による収入額を控除して得た額（以下「補助金額」という。）。 ※ただし、「補助金額」が20万円を超える場合は一定の収入（当該補助金以外の収入）条件があります。（4ページ注1参照）</p> <p>【補助限度額】 3年計画の場合は3年で上限額90万円、2年計画の場合は2年で上限額60万円 1年計画の場合は上限額30万円（※補助金額の設定条件については4ページ参照）</p>	

(3) 地域拠点支援事業	
改装費及び事業開始経費補助 (※今年度は家賃補助の募集はありません)	
内容	<p>地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点の整備及び確保に必要な経費を支援する事業（新たに拠点を確保する場合に限る。）</p> <p><u>※区内商店街の空き店舗を活用することが望ましい。（5ページ参考）</u></p>
対象者	<p>町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、商業団体、高等学校・大学及びその学生・教員（以下、「大学等」）で構成される団体、その他区長が適当と認める団体</p>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費（講師等に対する謝金。<u>団体内での謝金や単価3万円を超えるものを除く。</u>） ・ 旅費（団体スタッフ、ボランティアスタッフへの交通費。原則、自宅と事業実施場所との単純な往復に要する運賃に限る。車移動に要するガソリン代、タクシー等の利用は事前に相談すること。） ・ 消耗品費（原則、購入単価2万円未満のもの） ・ 印刷製本費（印刷、製本、複写を依頼するために要する経費等） ・ 修繕料（事業執行のため必要な建築物、備品等の修繕費用等） ・ 光熱水費（事業執行のため必要な電気代、水道代等の光熱水費） ・ 通信運搬費（事業執行のため必要な郵便料、宅急便料金、電話料等） ・ 手数料 ・ 広告料（広告を行うために必要な経費、新聞折り込み広告料等） ・ 保険料（事業執行のため必要な保険料） ・ 委託料 ・ 使用料 ・ 賃借料（施設、機材等の賃借料） ・ 工事請負費 ・ 原材料費（事業執行のため必要な工事材料費及び加工用原料費等） ・ 備品購入費（原則、購入単価2万円以上のもの。<u>パソコン等の電子機器、または私用に供される備品は対象外。</u>） ・ 食糧費（事業を執行する上で必要不可欠なものに限る）
補助率	<p>補助対象経費の1/2</p> <p>（大学等（※）と連携する場合は補助対象経費の10/10）</p>
補助金額等	<p>【補助期間】</p> <p>1年のみ（1つの事業につき初年度の1回のみ補助となります）</p> <p>【補助限度額】</p> <p>1年間25万円</p> <p>（大学等（※）と連携する場合は1年間50万円）</p>

（※）「大学等」とは、高等学校・大学の生徒等及びその学生で構成される団体。

(1) 地域づくり活動支援 (2) 区テーマ解決支援 における補助金額の注意事項

注1 補助金額が20万円を超える場合の収入条件について

【収入条件】

自己収入（本補助金以外の収入をいう。以下同じ。）に2を乗じた額が、補助金額から20万円を控除した額と比べ、**高額**（又は同額）となること。

収入条件の例

【補助金額30万円 自己収入6万円の場合】 総事業費36万円

自己収入6万円×2=12万円 補助金額30万円-20万円=10万円

この場合は自己収入に2を乗じた額が、補助金額から20万円を控除した額と比べ**高額**となるので補助対象事業となります。

【補助金額30万円 自己収入3万円の場合】 総事業費33万円

自己収入3万円×2=6万円 補助金額30万円-20万円=10万円

この場合は自己収入に2を乗じた額が、補助金額から20万円を控除した額と比べ**低額**となるので補助対象外事業となります。

※補助金額とは…補助対象経費から自己収入を控除した額を言います。

注2 補助金額の設定条件について

(1)地域づくり活動支援事業 及び (2)区テーマ解決支援事業

2年計画、3年計画で申請する場合、補助限度額の範囲内で各年度の配分が設定できます。ただし、次の各年度の配分の設定条件があります。

【設定条件】

- 1 初年度の上限額は、補助金額の合計の3分の2（千円未満の端数は切り捨て）とします。
- 2 各年度の補助金額があること。

設定条件の考え方

【初年度の上限額の設定】

- 1 (例) 3年間で50万円の補助金を申請する場合、初年度の申請額の上限額は $50万円 \times 2 / 3 = 33万3千円$ （千円未満切り捨て）となります。

【設定条件を満たしていない例】

- 2 (例) 3年間の合計額50万円の補助金を申請する場合
設定額：初年度：30万円 2年目：20万円 3年目：0円
この設定は、3年目の補助金を要しないため、設定条件を満たしていませんので、計画を変更してください。

(3) 地域拠点支援事業（参考）

（参 考）

花見川区内商店街			
1	花見川団地商店街振興組合	8	花見川南商店会
2	さつきが丘小売市場協同組合	9	検見川商工振興会
3	さつきが丘名店街協同組合	10	新検見川駅前商店会
4	さつきが丘名店街	11	幕張銀座通り商栄会
5	こてはし台中央商店会	12	幕張駅前南口商店街
6	千種町商店会	13	16号商工振興会
7	ニュー花見川ショッピング商栄会		

4 申し込み

(1) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出してください。

提出書類	
1	花見川区自主企画事業（花見川区地域活性化支援事業）補助金交付申請書（様式第1号）
2	事業計画書Ⅰ（様式第4-1号） … 「地域づくり活動支援」「区テーマ解決支援」 事業計画書Ⅱ（様式第4-2号） … 「地域拠点支援」
3	収支予算書Ⅰ（様式第6-1号） … 「地域づくり活動支援」「区テーマ解決支援」 ※申請年数により提出枚数が異なります。 申請書類（1年目）（2年目）（3年目）最大3枚 収支予算書Ⅱ（様式第6-2号） … 「地域拠点支援」
4	団体の構成員がわかる書類（様式は問いません）

※提出された書類は返却しませんので、コピーを取ることをお勧めします。

(2) 受付期間（事業の募集期間）

令和4年12月26日（月）～令和5年1月13日（金）（17時00分必着）

受付は、花見川区役所開庁日の9：00～17：00に限ります。

（休日開庁での受付はいたしません。）

(3) 提出方法等

ア 提出方法

提出書類に不備があった場合には修正をお願いすることがありますので、期限まで余裕を持ち、郵送または花見川区役所へ直接ご持参ください。なお、郵送の場合は、令和5年1月13日（金）の消印は有効とします。

イ 提出・お問い合わせ

花見川区役所地域振興課地域づくり支援室

〒262-8733 千葉市花見川区瑞穂1-1

電話：043-275-6203

5 審査・選考

審査は、第1次審査（資格審査）及び第2次審査（公開プレゼンテーション及び書類審査）を経て、選考されます。

(1) 第1次審査（資格審査）

第1次審査は、応募資格、対象事業の要件、応募数をすべて満たしているかを審査します。選外の場合のみ通知いたします。

(2) 第2次審査（公開プレゼンテーション及び書類審査）

第1次審査通過事業について、公開プレゼンテーション及び審査を行います。公開プレゼンテーションの時間等については応募団体に通知します。

なお、公開プレゼンテーションに欠席した団体の事業は選考の対象外となります。

【日時】令和5年2月上旬～中旬（予定）

詳細の日時は後日通知します。

【場所】花見川保健福祉センター 3階 大会議室

<選定方法>

一定の合格基準を満たしている団体は予算の範囲内において、(1) 地域づくり活動支援事業及び(2) 区テーマ解決支援事業の審査枠と、(3) 地域拠点支援の審査枠の中で、それぞれ採点結果の上位者から交付決定します。

なお、上記(1) 地域づくり活動支援事業の評価点（審査委員1人につき100点満点）に対して、(2) 区テーマ解決支援事業の評価点は区テーマに沿った内容であると審査委員から認められた場合、審査委員1人につき5点の加点（審査委員1人につき105点満点）となります。

<条件付き選定>

事業の選定にあたっては、事業の改善などのために、計画年数や事業経費の見直し等をお願いした上で選定するなど、「条件付き選定」を行うことがあります。

6 留意事項

- (1) 本事業は、令和5年度予算により実施するため、内容が変更となる可能性があります。
- (2) 申請した事業内容は原則として変更できません。(やむを得ない理由で変更する場合は、事業計画変更に関する書類提出等が必要となりますので事前にご相談ください。)
- (3) 提出された書類に虚偽の記載が発見された場合などは、事業採択後であっても、決定の取消し及び補助金の返還を求める場合があります。
- (4) 申請した事業を行わなかった場合や、事業縮小により必要な費用が減少した場合には補助金の全額もしくはその一部の返還を求める場合があります。
- (5) 補助期間が複数年度の補助事業について交付決定を受けた場合であっても、次年度以降の補助金の交付は担保できません。毎年の申請が必要となります。
- (6) 補助金を交付しないことによって補助対象者等に損害等が発生した場合であっても、補償等は一切行いません。
- (7) 事業の実施中に書類の提出を求める場合があります。
- (8) 採択された事業実施団体について、団体名と事業の概要を花見川区役所ホームページ等で公表します。

7 事業の実施及び事業の振り返り等

(1) 事業の実施

事業を選定された団体は、事業計画などに沿って事業を実施していただきます。

(2) 中間期・事業終了後の事業の振り返り

事業の中間期や事業終了後に、事業の進捗状況等について報告する「振り返りシート」を提出していただきます。

(3) 活動状況の取材協力

ア 対象事業については、区担当職員が活動状況等について取材を行います。

イ 活動日程等が決まりましたら、情報を提供するとともに取材にご協力ください。

ウ 取材内容を花見川区役所ホームページ等で公表する場合があります。

8 研修について

採択された事業実施団体は、2月頃（予定）に当課が主催する研修に参加していただきます。

9 活動報告会の開催及び事業実績報告

(1) 活動報告会（公開）の開催

事業の成果、課題等について実施団体が報告する活動報告会を開催しますのでご参加ください。

※活動報告会に参加することが選定の条件となります。

(2) 事業実績報告

ア 事業完了後、速やかに事業実績報告書（様式第11号）等を提出していただきます。

イ 事業報告書、収支決算書、出納簿及び領収書（原本）などの添付が必要となります。

※領収書の宛名は必ず団体名にしてください。（個人名や上様などは不可。）

※支出内容が必ず分かるようにしてください。（空欄や「お品代」等は不可。）

※領収書やレシートが無いものは、補助金の支出として認められません。

10 情報公開

ご提出いただいた申請書等は原則として情報公開の対象となります。また、審査結果及び採択後の取材の様子は公表します。

11 申請書等の配布

申請書等の様式は、花見川区役所地域振興課地域づくり支援室にて配布します。また、花見川区役所ホームページからもダウンロードできます。

令和5年度花見川区地域活性化支援事業に係るスケジュール

ステップ	時期	説明等
事業申請	令和4年(2022年) 12月26日(月)～ 令和5年(2023年) 1月13日(金) <必着>	<提出書類> ①花見川区自主企画事業補助金交付申請書(様式第1号) ②事業計画書Ⅰまたは事業計画書Ⅱ(様式第4号) ③収支予算書Ⅰまたは収支予算書Ⅱ(様式第6号) ④団体の構成員がわかる書類(様式は自由)
公開プレゼンテーション	2月上旬～中旬〔予定〕 花見川保健福祉センター 3階 大会議室	事業提案に関して、区で指定した時間帯に公開プレゼンテーションを行っていただきます。※参加必須
審査による採択決定	4月1日	審査により事業の採択・不採択を決定し、各団体に結果を通知します。 採択団体には補助金交付請求書を提出していただきます。 <提出書類> ①花見川区自主企画事業補助金一括事前請求書(様式第10号) ②預金通帳の写し(委任状が必要な場合もあります) ③補助金交付決定通知書の写し
補助金の交付	4月下旬頃(予定)	補助金請求関係書類提出後、3週間程度で入金されます。 ※書類提出が遅れた場合や書類に不備がある場合などは入金が遅れる場合があります。 ※補助金の交付は概算払で、年度末に精算します。
事業の実施	令和5年(2023年) 4月1日から 令和6年(2024年) 3月31日まで	補助金の交付決定日(4月1日)から年度末日までが当該事業の実施期間となります。 ※活動について、取材や資料提供の協力をお願いする場合があります。また、中間期と終了時の事業振り返り(アンケート)を行います。
研修	2月頃(予定)	区が主催する研修に参加していただきます。
実績報告	事業終了後 ※令和6年(2024年) 3月31日まで	令和5年度の実績報告書を提出していただきます。 <提出書類> ①花見川区自主企画事業実績報告書(様式第13号) ②事業報告書 ③収支決算書 ④出納簿及び領収書(原本)等
活動報告会	令和6年(2024年) 4月中旬頃(予定)	令和5年度に活動した事業内容を報告していただきます。 ※区指定の日時に報告していただきます。

お問い合わせ

花見川区役所地域振興課地域づくり支援室

〒262-8733 千葉市花見川区瑞穂1-1

電話 043-275-6203